

逮捕術および救急法の活用事例ならびに失敗事例の報告について（概要）

（昭和 39 年 12 月 10 日例規／神教発第 353 号）

最終改正 平成元年 3 月 22 日例規第 21 号神総発第 58 号

この例規通達は、逮捕術又は救急法の活用事例にかかる報告要領について必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 報告すべき事例の範囲
- 様式記載上の注意

等である。